

令和6年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和7年6月30日

特定事業主名： 環境省（原子力規制庁を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.0 %
全職員	73.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	93.9 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.1 %
31～35年	111.0 %
26～30年	105.3 %
21～25年	88.5 %
16～20年	85.4 %
11～15年	90.7 %
6～10年	91.9 %
1～5年	89.1 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
- 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和6年6月28日

特定事業主名： 環境省（原子力規制庁を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.1 %
全職員	70.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	94.7 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.1 %
31～35年	89.1 %
26～30年	95.4 %
21～25年	88.8 %
16～20年	85.7 %
11～15年	90.8 %
6～10年	94.0 %
1～5年	92.8 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- 全職員の男女比は概ね 63% : 37%
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
- 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和5年6月30日

特定事業主名： 環境省（原子力規制庁を除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3 %
全職員	68.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	99.8 %
本省課室長相当職	95.4 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.4 %
係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.6 %
31～35年	92.5 %
26～30年	87.1 %
21～25年	94.7 %
16～20年	85.2 %
11～15年	92.7 %
6～10年	90.9 %
1～5年	96.3 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
勤務実績がない職員、勤務日数が極端に少ない職員及び給与支給実績がない職員
- 全職員の男女比は概ね 63% : 37%
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。